

延岡市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、延岡市防災・減災等事業整備計画等に基づき実施する地域における介護施設等の整備に要する経費に対して、予算の範囲内で延岡市地域介護・福祉空間整備等事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱(平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知別紙。以下「国要綱」という。)及び延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、延岡市防災・減災等事業整備計画等に基づく事業を実施する団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第44条第1項の規定により認可を受けた医療法人
- (5) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)の規定に基づく農業協同組合
- (6) 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)の規定に基づく消費生活協同組合
- (7) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額に第4欄の補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、原則として、市長が定める期日までに次の書類を添えて事前協議を行うものとする。

- (1) 事前協議書（様式第 1 号）
- (2) 平面図
- (3) 位置図
- (4) 現況及び改修箇所が分かる写真
- (5) 見積書（2 者以上）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、内示通知書（様式第 2 号）により当該事前協議を行った者に対して補助金額等を内示するものとする。

（交付の申請）

第 5 条 前条第 2 項の内示通知書の交付を受けた者が、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請（精算）額算出内訳書（様式第 3 号）
- (2) 事業計画（実績）書（様式第 4 号）
- (3) 収支予算（計算）書（様式第 5 号）
- (4) 暴力団でないことの誓約書（様式第 6 号）
- (5) 見積書（事前協議時と金額が変わる場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助金の交付を受けようとする事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることができる。

（交付の条件）

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に充当し、他に流用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止する場合においては、速やかに市長に申請し、承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の使途等について適当でないと認めたときは、交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。
- (5) 市長が必要と認めるときは、関係事項について報告を求め、又は関係書類の検査をすることがあること。
- (6) 国要綱 7(5)アからケまでに掲げる条件を遵守すること。
- (7) その他市長が必要があると認める事項

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに前条の条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を補助金等不交付決定通知書（規則様式第3号）により補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(事業の中止又は変更)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び計画の執行に影響を及ぼさず、かつ前条の規定により決定された補助金の額に影響を来さない程度の軽微な変更にあつては、この限りではない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは前条の規定に準じ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了後20日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請（精算）額算出内訳書（様式第3号）
- (2) 事業計画（実績）書（様式第4号）
- (3) 収支予算（計算）書（様式第5号）
- (4) 領収証の写し
- (5) 契約書の写し
- (6) 完工報告書
- (7) 工事箇所等の写真台帳

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、補助事業の完了又は中止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、補助事業実績報告書及び前条各号に掲げる書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等額確定通知書（規則様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した後において補助金等請求書（規則様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(報告及び検査)

第14条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして実地に調査させることができる。

(財産の管理義務)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
 - (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
 - (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係） 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率	5 対象経費	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
スプリンクラー設備（地域密着型施設等）					
1,000㎡未満の場合	9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1㎡あたり	10/10		
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／1㎡と2,440 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	10/10		
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10		
(地域密着型施設等) ア 小規模ケアハウス イ 都市型軽費老人ホーム ウ 小規模有料老人ホーム エ 小規模多機能型居宅介護事業所 オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 カ 生活支援ハウス等（※） ※ 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市長が特に必要と認めた施設を含む。					
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	15,400 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10		
(地域密着型施設等) ・小規模養護老人ホーム ・都市型養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	7,730 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10		
高齢者施設等の給水設備整備事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業					
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4		

高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業				
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設の延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）× 4 千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10	

※小規模とは定員 29 名以下のことをいう。